

**平成25年上尾市議会3月定例会
市政に対する一般質問 答弁要旨**

(教育関連部分抜粋)

目 次

〔平成25年3月11日(月曜日)〕

●田中 元三郎 議員	1
1 安全な街づくりについて 【学校教育部長答弁】	
(1) 学校の給食の安全について	
●道下 文男 議員.....	2
1 障がい福祉施策について 【健康福祉部長答弁】	
(1) 成人式の特別支援席の現状と課題について	
●秋山 もえ 議員.....	3
1 健康で文化的な生活を営む権利を保障する生活保護制度に 【学校教育部長答弁】	
(1) 国の生活保護の引き下げによる影響について	
2 障害をもつ子どもたちのくらしと学びを支えて 【学校教育部長答弁】	
(1) 小中学校内の特別支援学級の設置率と今後の設置方針について	

〔平成25年3月12日(火曜日)〕

●大室 尚 議員	4
1 防災、防犯対策について 【学校教育部長答弁】	
(1) 中・高校生の地域支援体制の参画	
●井上 茂 議員	5
1 上尾中学校校舎改築は、生徒、PTA、地域の参加で 【教育総務部長答弁】	
(1) スケジュール	
(2) 参加で進める具体的な手立て	
●小川 明仁 議員.....	6
1 歳入の確保について	
(1) 市税外の未収債権額・滞納対策について	
①学校給食費 【学校教育部長答弁】	
・平成23年度の未納額について	
・滞納対策について	

②入学準備金・奨学金返還金 【教育総務部長答弁】

- ・平成23年度の未納額と過年度を含めた総額
- ・滞納対策について

2 文化・芸術について 【教育総務部長答弁】

- (1)来年度の文化・芸術活動について
- (2)市民ギャラリーの利用実態と稼働率、現在までの改修状況について
- (3)ギャラリー展示会の案内告知の掲示板設置について

●前島 るり 議員 9

1 学校施設の非構造部材の安全対策 【教育総務部長答弁】

- (1)非構造部材の安全対策進捗状況
- (2)避難所に指定されている体育館の安全性確保について
- (3)老朽化・長寿命化対策について

[平成25年3月13日(水曜日)]

●斉藤 哲雄 議員 11

1 武道の指導について 【学校教育部長答弁】

- (1)中学校において武道が必修化されたが、武道を指導する教育の武道経験について、どのような状況か
- (2)武道の授業における外部指導者の活用状況について、どのようになっているか

2 体罰問題について 【学校教育部長答弁】

- (1)上尾市における体罰の状況
- (2)上尾市では、体罰の防止にどのように取り組んでいるのか

3 若手教員の育成について 【学校教育部長答弁】

- (1)若手の教員が増えていく現状を踏まえ、若手教員の資質や指導力などを高めるために、教育委員会としてどのように取り組むか。

●町田 皇介 議員 13

1 部活動について 【学校教育部長答弁】

- (1)生徒の減少による部活動の現状
- (2)部活動における体罰問題について

2 幼・保・小・中の連携について 【学校教育部長答弁】

- (1)小1プロブレム、中1ギャップの現状と取組について
- (2)幼・保・小・中の連携の考え方
- (3)幼・保・小・中の連携の事例

3 道徳教育について 【学校教育部長答弁】

- (1)道徳教育推進教師が配置されてからの具体的な取組について
- (2)道徳の時間の具体的な取組と資料や副読本の選定について

4 NIE教育について 【学校教育部長答弁】

- (1)NIE教育についての考え方

- (2)活用状況とその効果
- (3)教員への活用研修について

〔平成25年3月14日(木曜日)〕

●伊藤 美佐子 議員..... 18

- 1 命の大切さを教える心の教育について 【学校教育部長答弁】
- (1)家庭教育の重要性をどう認識しているか
 - (2)学校は、家庭とどのように連携して、心の教育をすすめるのか
 - (3)命の大切さ、かけがえのなさ、生と死の持つ意味を、理屈だけでなく、実感させる教育をどのように推進しているのか

●平田 通子 議員..... 20

- 1 豊かな教育を子どもたちに保証するために 【学校教育部長答弁】
- (1)アップスマイルサポーターの研修内容と悩んだときの相談体制について
 - (2)学校事務の軽減を図り、子どもと向き合える時間を確保するために、どのような対策を取っているのか。上尾市立学校事務軽減検討委員会の開催時期と検討内容について
 - (3)国が少人数学級を先送りしたことについての見解について
 - (4)夏休みの5日間の削減について、市はいつからどのように話し合っていて決めたのか。現場の先生方や保護者、子どもたちからの意見は聴取したのか。

〔平成25年3月11日（月曜日）〕

◆田中 元三郎 議員

1 安全な街づくりについて

(1) 学校の給食の安全について

学校の給食の安全について

○給食の安全と食物アレルギーについて

（学校教育部長 答弁）

保育所では、新しく入所する乳幼児の健康状態について調査を実施し、アレルギー対象の乳幼児については、医師の診断書をもとに、アレルギーの状況について確認を行っている。公立幼稚園では、「生活調査票」による調査で、新入園児の健康状態、アレルギーの有無等について把握し、必要に応じて個別に相談を行っている。小学校では、毎年4月に新たに入学する児童の保護者に対して、アレルギー疾患に対する調査を行い、アレルギー疾患の有無、状態、学校における管理・配慮の必要性等の把握を行っている。管理・配慮が必要な児童については、保護者に「管理指導願」を提出してもらい、保護者と面談するなどして、対応について相談している。

○エピペンを配備している学校や施設があるのか

（学校教育部長 答弁）

現在、公立保育所、公立幼稚園、小・中学校ともに、エピペンを配備しているところはない。「エピペンを持参している園児や児童・生徒について」は、公立保育所、公立幼稚園にはいないが、小学校4校で4名、中学校3校で4名の合計7校に8名在籍している。エピペンを持参している児童生徒のいる学校では、練習キット等を用いた校内研修を行っている。

○心肺蘇生法とAEDについての研修会に加えて食物アレルギーについての知識とショック時の対応について講習内容に含めるべき

（学校教育部長 答弁）

保育所では、保育所運営委員会の研修部会において、その対応について検討しているところがある。公立幼稚園、小・中学校では、今後、各校で実施する心肺蘇生法講習会の中に、食物アレルギーについての内容を加えることを検討していく。

◆道下 文男 議員

- | |
|--|
| 1 障がい福祉施策について
(1) 成人式の特別支援席の現状と課題について |
|--|

成人式の特別支援席の現状と課題について

(健康福祉部長 答弁)

「成人式の特別支援席の現状」については、文化センター大ホールの15・16列目に合わせて20席、また車椅子席を特別支援学校卒業生の席として用意している。また、車椅子利用者のための駐車スペースとして、文化センター東側に6台分ほど準備している。平成25年成人式における利用状況としては、1回目の式典は2組4名、2回目の式典では5組11名の参加があった。なお、車椅子の方の参加はなかった。事前の問い合わせは10数件あり、補助者の同伴や居住地の東西にかかわらず希望する回に参加できることを、説明した。今後は、周知方法など参加しやすい環境づくりに努めていく。

◆秋山 もえ 議員

- 1 健康で文化的な生活を営む権利を保障する生活保護制度に
(1) 国の生活保護の引き下げによる影響について
- 2 障害をもつ子どもたちのくらしと学びを支えて
(1) 小中学校内の特別支援学級の設置率と今後の設置方針について

国の生活保護の引き下げによる影響について

(学校教育部長 答弁)

就学援助制度は、生活保護世帯に準ずる世帯に対する、教育費の負担を軽減する制度であるので、生活保護の基準額が引き下げられることにより、認定基準も下がることになる。しかしながら、厚生労働省からの通知によると、基準額の引き下げは、平成25年8月から3年程度をかけて、段階的に実施する、とされており、その引き下げ率等は全体として7.3%程度減額することを決定したが、その時期、金額などは、まだ具体的に示されていない。したがって、現段階では、生活保護費引き下げの具体的な影響を予想することはできない。

小中学校内の特別支援学級の設置率と今後の設置方針について

○小中学校内の特別支援学級設置率について

(学校教育部長 答弁)

現在、市内に設置されている特別支援学級は、小学校9校、中学校3校である。設置率では、小学校40.9%、中学校27.3%、小中学校全体では、36.4%となる。なお、来年度は、新たに大石南中学校に特別支援学級が設置されるので、中学校の設置率は36.4%、小中学校全体は、39.4%となる。

○今後の設置方針について

(学校教育部長 答弁)

教育委員会では、特別支援教育の今後の方向性を定めるため、本年度、上尾市特別支援教育検討委員会を設置し、「上尾市特別支援教育基本方針」を策定した。今後の設置方針については、この基本方針に位置付けているが、特別支援学級に通学の対象となる児童生徒の見込み数の需要予測を的確に行い、関係部署と十分な連携を図りつつ、設置を推進していきたい。

【再質問】生活保護引き下げの影響による、就学援助不認定世帯に対する上尾市の救済策について

(学校教育部長 答弁)

生活保護引き下げの影響により、就学援助制度の不認定世帯が生じた場合の救済策についてだが、厚生労働省は生活保護について、およそ3年間にわたり、全体として7.3%程度減額することを決定したが、その段階的な引き下げの、具体的な時期、金額などが不明であるので、本市としては、現段階では、国や県、他の自治体の動向を見ていきたい。

〔平成25年3月12日（火曜日）〕

◆大室 尚 議員

- | |
|--------------------------------------|
| 1 防災、防犯対策について
(1) 中・高校生の地域支援体制の参画 |
|--------------------------------------|

防災、防犯対策について

○中・高校生の地域支援体制の参画について

（学校教育部長 答弁）

中学生が避難所で活動することについては、学校と地域との連携を推進する上で、とても重要なことと考えている。このような中で、現在、地域を含めた合同避難訓練を実施している学校や地域の防災訓練に生徒がボランティアとして参加している学校がある。また、生徒が、避難所開設後のボランティアに協力・参加することについて、保護者に意向確認を行っている学校もある。避難所において、中学生が活動に参加するためには、「運営組織」や「安全に活動できる体制」が確立していることが、前提として必要となる。教育委員会としては、今後、関係課と調整しながら、生徒の安全を確保しつつ、「中学生が地域の一員として、避難所運営の支援に参画する方法」を研究していきたい。

◆井上 茂 議員

上尾中学校校舎改築は、生徒、PTA、地域の参加で

- (1) スケジュール
- (2) 参加で進める具体的な手立て

上尾中学校校舎改築は、生徒、PTA、地域の参加で

○スケジュール

(教育総務部長 答弁)

平成25年度は南校舎改築の実施設計を行い、また、改築工事に先駆け仮設校舎を建設し、供用開始後、順次、既存南校舎の解体工事を始める予定である。新校舎については、平成26年6月の議会承認を経て工事着手を計画しており、平成27年8月の竣工、9月からの供用開始を目指している。また、平成26年秋に体育館の南側のプールを解体し、その場所にプールを併設する武道場を建設、その後、既存体育館を解体し、新体育館の建設に入る。また、既存北校舎についても、25年度に大規模改造設計を行い、この校舎の大規模改造工事やグラウンド等の外溝工事を含め、全ての事業について平成27年度竣工を目指している。

○参加で進める具体的な手立て

(教育総務部長 答弁)

これまで、地域住民の代表、PTA役員、学校評議員、学校校庭開放委員会よりそれぞれ推薦をいただいた委員、及び学校長を含め検討委員会を組織し、検討を重ねながら基本設計を進めてきた。平成25年度も実施設計に伴い、引き続き各委員さんから意見・要望をいただきたいと考えている。また、学校は人生の過程において、それぞれの記憶に残る大切な場所となるため、実施設計においては、親しみのある学校づくりになるよう、生徒の意見も取り入れ、中学校の校舎が長く愛されるよう提案をしていただくよう考えている。

【再質問】中学生が主体的に参加できる方法として、ワークショップを取り入れることについて

(教育総務部長 答弁)

学校がそれぞれの記憶に残る大切な場所となるよう、生徒の皆さんへは生徒会を通じ、ワークショップを開催するなどして意見やアイデアを集め、実施設計の中で反映していきたいと思う。

◆小川 明仁 議員

- 1 歳入の確保について
 - (1) 市税外の未収債権額・滞納対策について
 - ①学校給食費
 - ・平成23年度の未納額について
 - ・滞納対策について
 - ②入学準備金・奨学金返還金
 - ・平成23年度の未納額と過年度を含めた総額
 - ・滞納対策について
 - (2) 文化・芸術について
 - (1) 来年度の文化・芸術活動について
 - (2) 市民ギャラリーの利用実態と稼働率、現在までの改修状況について
 - (3) ギャラリー展示会の案内告知の掲示板設置について

学校給食費

○平成23年度の未納額について

(学校教育部長 答弁)

平成23年度分の当該年度末時点での未納のあった学校数は25校、未納者数177人、未納額は、約299万6千円となっている。今年度12月末までに約202万5千円回収したことにより、未納のある学校数は20校、未納者数119人、未納額は、約97万1千円となる。

○学校給食費の滞納対策について

(学校教育部長 答弁)

平成21年度に教育委員会が作成した「学校給食費未納対策マニュアル」に基づき、各小・中学校が未納者に対して、文書や電話で納入の督促を行なっている。それでも、給食費の納入がない保護者に対しては、校長・教頭などが家庭訪問等を行ない、ねばり強く給食費の支払いをお願いしている。また、卒業や転出した未納者に対しても、督促状の送付や家庭訪問等を行っている。

入学準備金・奨学金

○平成23年度の未納額と過年度を含めた総額について

(教育総務部長 答弁)

歳入の確保についての中で入学準備金・奨学金返還金の平成23年度の未納額と過年度分を含めた滞納総額は3,699,000円で未納件数は30件である。

○滞納対策について

(教育総務部長 答弁)

文書や電話での督促、分割納付の相談、連帯保証人への請求などをして回収を進めている。

文化・芸術活動について

○来年度の文化・芸術活動振興事業について

(教育総務部長 答弁)

教育委員会では市民ギャラリーの運営、市美術展覧会と市民音楽祭の開催、そして文化芸術活動支援のため、上尾市文化団体連合会への助成、また、市制施行55周年記念事業として「生涯学習フェア・民俗芸能公演事業」を予定している。

○市民ギャラリーの利用実態と稼働率、現在までの改修状況について

(教育総務部長 答弁)

市民ギャラリーは教育委員会生涯学習課が、市役所ギャラリーは用地管財課が管理運営を行っている。市民ギャラリーでは、1週間を利用単位とし、稼働率は毎年ほぼ100%となっている。利用の内容は、ほとんどが絵画・書・写真・生け花・工芸作品の展示であり、上尾市美術展覧会では書の部の展示会場にもなっている。利用者の感想としては、「駅に直結し利用の便がいい」という環境の良さが評価されている一方、「申込みが多く予約が取りにくい、壁面に展示できない規格の作品は搬入できない」などの指摘されている。改修の状況ですが、経年による内壁・パネルの汚れのための塗装などの改修を平成15年に実施した。また今年度は、空冷式空調設備への切り替えや、スポット照明のLEDライトへの交換、駅東口自由通路に設置されている専用掲示板を見やすく改修した。これによりギャラリー内の室温の調整がしやすくなったほか、LEDライトに切り替えたことにより、展示作品に負担をかけることも少なく、快適に展示を行う事ができるようになったと評価されている。市役所ギャラリーについては、平成5年にコミュニティの場を提供する目的で建設された東庁舎の中に、市民開放スペースとして設置されたものである。したがって、市役所ギャラリーについては上尾市庁舎として管理され、現在に至っている。貸出期間は7日間を1単位とし、使用料は無料となっている。貸出しに当たっては、選挙があった場合などは、期日前投票の会場となることから予約を受けていても、延期もしくは中止することもある。今年度の稼働率は80%であり、市民サークル等の使用が74%、選挙での使用が6%となっている。来庁者の目を楽しませる貴重なスペースとして評価されている。

○ギャラリー展示会の案内告知の掲示板設置について

(教育総務部長 答弁)

ご提案の展示予定を告知できる専用掲示板の設置については、またの来場に繋がるものとして有効な方法と考えているが、設置環境を含め既存の掲示板の見直しにもつなることから、検討課題とする。

【再質問】歳入確保に関する市長の見解について

(市長 答弁)

行政サービスを支える歳入の確保、とりわけ市税の確保については、小川議員さん指摘のとおり、市政の発展、市民福祉の拡充のために極めて重要であると認識している。今後も納付環境の改善に努めつつ、法令に基づく市税のご負担が決して不公平となることがないように、心して取り組んでいきたい。

【再質問】市民ギャラリーと市役所ギャラリーの一元化について

(教育総務部長 答弁)

市民ギャラリーが美術関係の展示が目的であるのに対して、市役所ギャラリーは上尾市庁舎内にあり、市庁舎として行政目的に使用することもある。二つのギャラリーを一元管理するためには、利用方法や料金形態の違いなどの課題を解決していかなくてはならないが、利用する側にとってより解りやすいギャラリー運営ができないか、今後検討していく。

【再質問】まちづくりにおける文化・芸術が持つ可能性について

(市長 答弁)

市では、より絆の強い地域コミュニティを築き、将来都市像である「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」の実現を目指し、様々な施策を展開している。文化行政においては、「美しく心豊かなまちづくり」を目指し、市民の文化・芸術活動を高めるために、団体の支援や発表の場の提供、設備の充実に努めている。未曾有の災害となった東日本大震災からちょうど2年が経過したが、この震災でなによりも「こころが豊かである」ことの大切さを痛感した。震災後、各地で唱歌「ふるさと」がよく歌われるようになった。それはこの歌が、多くの人たちの心の支えである「ふるさと」への郷愁を誘い、育ててくれた地元を愛し、生きる希望を与えてくれる大きな力をもっているからであろうと思われる。歌を始め、音楽・美術・舞踊、または伝統芸能など、様々な文化芸術は「美しく心豊かなまちづくり」を育み、人々の交流や理解につながり、地域を元気にする原動力となるものと感じている。今後も文化芸術を通じて、この上尾をふるさととして心豊かに暮らせるまちづくりを推進していく。

◆前島 るり 議員

- 1 学校施設の非構造部材の安全対策
 - (1) 非構造部材の安全対策進捗状況
 - (2) 避難所に指定されている体育館の安全性確保について
 - (3) 老朽化・長寿命化対策について

学校施設の非構造部材の安全対策

○非構造部材の安全対策進捗状況

(教育総務部長 答弁)

非構造部材の安全対策としては、外壁、天井材、照明器具、設備機器等の落下防止、窓ガラスの飛散防止、家具等の転倒防止などがあげられる。上尾市においては、各学校長に施設の安全点検を依頼しており、目視による点検となるが、毎月1回の点検報告書を提出されておるとともに、危険な場合はその都度報告をし、その対応をしている。また、特殊建築物定期点検を3年に1回業務委託をしており、この点検に基づく安全性の確保にも努めている。現在は、このように箇所別で安全対策を講じているが、今後は大規模改造工事による総合的な安全対策を実施したいと考えている。

○避難所に指定されている体育館の安全性確保について

(教育総務部長 答弁)

学校の体育館は災害時には大勢の人々が避難所として使用することが想定されることから、非構造部材による被害は人的被害だけではなく、地域の住民の避難所としての機能も損なうため、天井材等の落下防止の耐震対策を行うことは重要であると考えている。上尾市の小中学校の体育館の天井は、下地を組んでの天井材の仕上げではなく、直接屋根の鉄骨に取り付けているため、安全性は高いと考えている。また、体育館照明器具についても今年度より順次、ステンレスワイヤーで照明器具と照明下地材の鉄骨を直接繋ぐ、落下防止対策を実施しており、小学校では22校中21校、中学校では11校中4校が対策済み。残りの学校については、上尾中学校の改築を除き、25年度に実施する体育館の耐震工事に併せて実施していく。また、2年前に全小中学校の体育館の巻き上げ式のバスケットゴールの点検を実施しており、その際、ゴールを固定するボルトの締め直し等の措置を講じるとともに、小学校では8校、中学校では2校において、バスケットゴールを吊る構造材の交換や吊りワイヤーの交換、また、老朽化したバスケットゴール板の交換などを実施しており、安全確保に努めている。

○老朽化・長寿命化対策について

(教育総務部長 答弁)

おおむね、学校の耐震化も平成25年度で完了することから、今後は建物の長寿命化対策として大規模改造計画を検討している。大規模改造工事は、費用面や工事内容のボリュームが大きいことから、中長期的な計画となるが、外壁改修、内装改修、照明器具を含めた設備改修を総合的に実施することにより、非構造部材の安全対策と建物の長寿命化が図られます。今後、提案いただいた「長寿命化改良事業」など国の動向などにも十分注視しながら、より効率的かつ効果的に対策を進めることが出来るように学校の老朽化・長寿命化の対策を計画的に実施できるよう努めていきたいと思う。

[平成25年3月13日(水曜日)]

◆齊藤 哲雄 議員

1 武道の指導について

(1) 中学校において武道が必修化されたが、武道を指導する教育の武道経験について、どのような状況か

(2) 武道の授業における外部指導者の活用状況について、どのようになっているか

2 体罰問題について

(1) 上尾市における体罰の状況

(2) 上尾市では、体罰の防止にどのように取り組んでいるのか

3 若手教員の育成について

(1) 若手の教員が増えていく現状を踏まえ、若手教員の資質や指導力などを高めるために、教育委員会としてどのように取り組むか。

武道の指導について

○中学校において武道が必修化されたが、武道を指導する教育の武道経験について、どのような状況か

(学校教育部長 答弁)

今年度から中学校において、武道が必修化となったが、中学校学習指導要領の保健体育科では、これまでも武道の内容として柔道、剣道、相撲が示されていた。本市においては、平成元年度から各中学校に柔剣道場を設置し、これまで各学校が、柔道か剣道を選択して、実施してきたところである。武道を指導する保健体育科の教員は、すべて武道を経験している。また、採用された後の4年目には、県教育委員会が行う柔道及び剣道の実技研修を受講し、指導力を高めている。さらに、上尾市では、今年度、柔道の安全指導を目的に、上尾市柔道連盟の方をお招きして、「柔道安全指導研修会」を開催した。研修会では、模範演技や実技をとおして、「技の習熟度を測るための見極めのポイント」や「事故やけがにつながる恐れのある危険ポイント」などについて指導をいただき、柔道における指導力の向上に努めている。

○武道の授業における外部指導者の活用状況について、どのようになっているか

(学校教育部長 答弁)

現在、武道の授業については、すべて保健体育科の教員が指導を行っており、外部指導者の活用はない。なお、上尾市柔道連盟からは、積極的に支援をいただけるとのお話をいただいておりますので、今後検討していきたいと考えている。

体罰問題について

○上尾市における体罰の状況

(学校教育部長 答弁)

体罰は、児童生徒の人権を損ない、教育に対する信頼を著しく失わせる決して許されない行為であり、学校教育法で明確に禁止されているものである。上尾市では、現在、このような、体罰はない。なお、埼玉県教育委員会から、児童生徒・保護者・教職員を対象とした、体罰に係る調査依頼があったので、実態の把握に努めている。

○上尾市では体罰の防止にどのように取り組んでいるか

(学校教育部長 答弁)

体罰を防止するために重要なことは、児童生徒と教職員との好ましい人間関係・「絆」づくりである。そして、一人一人の教職員に、「体罰をしない、させない、許さない」という意識を徹底させることである。各学校では、教職員を対象にして、県教育委員会発行の体罰根絶パンフレット「体罰のない学校は実現できます！」や体罰防止のための自己チェック項目などを活用した研修会を実施している。また、教職員倫理確立委員会などで意識の高揚を図り、体罰防止の徹底に取り組んでいるところである。教育委員会としては、学校・家庭・地域との連携を推進し、体罰のない学校づくりに向けて取り組んでまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

若手教員の育成について

○若手の教員が増えていく現状を踏まえ、若手教員の資質や指導力などを高めるために、教育委員会としてどのように取り組むか。

(学校教育部長 答弁)

平成19年以降、多くの教職員が定年退職を迎え、本市においても、20歳代、30歳代の若手教員の占める割合が増加し、教員の年齢構成が大きく変化している。齊藤議員さん御指摘のとおり、若手教員においても、経験豊富な教員と同様に、いじめ問題への対応や保護者・地域の方との連携、教員としての高い倫理観、教科の指導力などが、強く求められている。教育委員会としては、若手教員の資質及び指導力の向上は、喫緊の課題であると捉えている。そのため、各学校では、校長を中心に校内研修の充実に努め、若手教員を含めた教員の資質、指導力の向上を図っている。教育委員会としては、校長の要請に応じ、指導主事等が直接学校を訪問し、授業を参観して、児童生徒への言葉がけや対応、授業の進め方等について、個別に指導・助言を行っている。その際、保護者や地域との連携の進め方や、国や県、市の教育方針や教育上の諸課題等についても指導・助言、伝達している。また、「3年次教員研修会」をはじめ、教科等の授業研究を中心とした研修会、人権教育や特別支援教育、デジタル教科書など学校ICTの活用に関する研修会などを実施し、指導力の向上に努めている。さらに、勤務時間以外の夜間や土曜日に開催される「教師力アップ講座」に自主的・自発的に参加をし、自ら自己研鑽に励む教職員も多くいる。教育委員会ととも、若手教員の育成を重点課題の一つとして、教員の資質、指導力の向上のために、積極的に支援していきたいと考えている。

◆町田 皇介 議員

- 1 部活動について
 - (1) 生徒の減少による部活動の現状
 - (2) 部活動における体罰問題について
- 2 幼・保・小・中の連携について
 - (1) 小1 プロブレム、中1 ギャップの現状と取組について
 - (2) 幼・保・小・中の連携の考え方
 - (3) 幼・保・小・中の連携の事例
- 3 道徳教育について
 - (1) 道徳教育推進教師が配置されてからの具体的な取組について
 - (2) 道徳の時間の具体的な取組と資料や副読本の選定について
- 4 N I E教育について
 - (1) N I E教育についての考え方
 - (2) 活用状況とその効果
 - (3) 教員への活用研修について

部活動について

○生徒の減少による部活動の現状について

(学校教育部長 答弁)

まず、上尾市の中学校の生徒数の変化だが、最近5年間における市内の生徒数は、微増傾向である。市内の生徒数は昭和61年度がピークで、運動部活動数は延べ200部近くあったが、年々生徒数が減少し、部活動数の減少も見られた。このような現状を踏まえて、平成10年度より、指導の専門性を維持向上するため、専門的な技能や技術を持つ指導員を配置する「中学校部活動支援事業」を実施した。また、平成14年度より、自分の学校にない部活動については、他校の部活動に参加することができる「上尾市中学校合同部活動」もあわせて実施して、部活動の充実及び活性化を図っている。今後も生徒の意向をかなえられるように、部活動の充実を図っていく。

○部活動における体罰問題について

(学校教育部長 答弁)

部活動の指導については、平成10年2月に県教育委員会から「中学校及び高等学校における運動部活動について」の通知により、適切に指導している。本市においても、校長会議等において部活動の適切な指導について徹底している。また、市中学校体育連盟においても部活動の在り方について注意を喚起している。さらに、平成25年1月には、県教育委員会及び県中学校体育連盟から、「運動部活動における適切な指導等について」通知があり、部活動の適切な指導について、各学校に徹底を図ったところである。本市においては、体罰問題は、現在ない。今後も、顧問や生徒の信頼関係の上に、部活動が勝利至上主義に偏った、行き過ぎた指導とならないよう、校長会議や部活動指導員の研修をとおして、重ねて指導していく。

幼・保・小・中の連携について

○小1プロブレム、中1ギャップの現状と取組について

(学校教育部長 答弁)

はじめに、「小1プロブレム、中1ギャップの現状と取組について」である。

近年、小1プロブレムや中1ギャップと言われる、学校間の接続期における幼児児童生徒の不
適応現象が大きな教育課題となっている。小1プロブレムとは、小学校に入学したばかりの児童
が、落ち着いて教師の話を聞けず、友だちと騒いだり、立ち歩いたりして、授業が成立しない問
題である。その原因としては、生活経験の不足、家庭のしつけの欠如、幼稚園や保育所と小学校
との接続上の段差などがあげられる。本市においては、幼稚園・保育所・小学校の連携を密にし、
小学校入学期の接続が滑らかになるよう努めておる。連携を密にすることにより、入学する児童
についての特質を的確に把握し、配慮して指導にあたることができている。その成果として、大
きな問題となるような小1プロブレムの事案はない。課題のある児童については、組織的な指導
の徹底を図るとともに、アップスマイルサポーターなどの配置により対応していく。また、中
1ギャップとは、小学校6年生から中学校1年生への進学の時点を境に、不登校やいじめ、暴力
行為などの問題行動が増加する現象を指している。その原因としては、小・中学校の学校生活に
おける環境の変化だけでなく、子ども自身の人間関係を構築するスキルの不足などが考えられる。
本市においては、幼・保・小の連携と同じように、小・中学校間の連携を深めている。具体的
には、中学生が小学生に水泳や陸上の運動技能の指導を行ったり、夏季休業中の学習支援を行っ
たりしている。また、小学生と中学生による、合同のあいさつ運動も行っている。さらに、中学校
入学を間近にひかえた6年生が、部活動の見学をしたり、中学校の授業参観をしたりするなどし
て、中学校入学前に中学校生活を実感できる取組などを行っている。このようなことから、本市に
おいては「中1ギャップ」にあたるような案件はない。

○幼・保・小・中の連携の考え方

(学校教育部長 答弁)

幼稚園教育、保育所保育と小学校教育との円滑な接続のため、幼児と児童の交流の機会を設け
たり、幼稚園の教員及び保育士と小学校の教師との意見交換や合同の研修の機会を設けたりする
など、幼・保・小の連携を図ることは意義のあることと考える。また、国による「義務教育に関
する意識調査」によると、学校の楽しさや教科の学習の好き嫌いなどについて、中学校1年生時
点のほか、小学校5年生時点で変化が見られ、小学校4、5年生の段階で発達上の段差があるこ
とが指摘されている。こうしたことから、小・中学校間においても、小学生と中学生、教職員相
互の交流の機会を設け、小学校教育と中学校教育の連携を図り、小・中学校相互の特徴を異校種
の教員同士が共通理解し、指導にあたることは大変重要なことと考える。

○幼・保・小・中の連携の事例

(学校教育部長 答弁)

幼児児童生徒の交流については、小学校等において年間計画に位置づけられており、計画的に
実施されている。具体的な取組としては、幼児を小学校に招き、学校の生活を体験させたり、学
校ファームで一緒に収穫を体験したりしている。また、小学生と中学生による合同の「あいさつ
運動」や、中学生ボランティアによる小学生への学習支援等が行われている。教職員については、
保育参観や授業参観、入学前の幼児児童に関する意見交換等を実施している。また、小・中学校
の教員のチームティーチングによる道徳の授業、学習指導や生徒指導、特別支援教育に関する
合同研修会なども実施している。教育委員会としては、幼・保・小・中の連携を教育行政の重点

として取り組むとともに、幼・保・小における円滑な接続のための「接続期プログラム」の作成を推進し、今後も各学校を積極的に支援していく。

道徳教育について

○道徳教育推進教師が配置されてからの具体的な取組について

(学校教育部長 答弁)

道徳教育推進教師は、全教職員の中心となり、道徳教育の全体計画をはじめ、道徳教育に係る諸計画を作成し、その円滑な実施に努め、道徳教育を推進している。具体的には、校内研修の充実や家庭や地域社会との連携を視野に入れ、道徳の授業の公開に取り組んでいる。このようにして、道徳教育推進教師は道徳教育を一体的に推進するための指導体制を確立する要としての役割を担っている。

○道徳の時間の具体的な取組と資料や副読本の選定について

(学校教育部長 答弁)

道徳の時間においては、道徳的価値及び人間としての生き方の自覚を深め、主体的に道徳的実践力を育成するために指導している。具体的には読み物資料を活用し、主人公の心情の変化をとおして自分の考えを深めたり、動作化や役割演技を取り入れることで臨場感を高め、自分自身の問題として考えさせたりしている。また、観察や実験、ボランティア活動などの体験活動を実施後、感じたり、気付いたりしたことを、自己と対話しながら振り返り、他者と体験を共有するなど、広い認識につなげるよう指導している。さらに、終末の説話を校長や教頭、経験豊かな地域の方に話をするなど、多様な価値観にふれ、児童生徒が深い感銘を得るなど、豊かな心をはぐくむために様々な工夫を凝らした授業が行われている。授業で使用する資料や副読本については、各学校からの調査をもとに市として副読本を購入し、全児童生徒に配布している。また、県教育委員会や文部科学省から配布された「彩の国の道徳」や「心のノート」も活用している。さらに、児童生徒の実態に応じて、新聞記事やその他の読み物資料等を活用している学校もある。資料を選定する際には、資料をとおして主人公に共感的な理解ができるもの、自らの生き方を見つめられるようなものを選んでいく。

NIE教育について

○NIE教育についての考え方

(学校教育部長 答弁)

新聞を教材として活用することについては、児童・生徒の読解力、思考力、情報活用能力などを高めるなどの効果が期待できるものと考えている。

○活用状況とその効果

(学校教育部長 答弁)

NIE教育を取り入れた授業については、すべての学校で行われており、国語科、社会科などにおいて、新聞のコラムや社説、社会問題等に関する記事を活用した学習が進められている。

具体的には、小学校の国語科では、新聞記事の構成をもとに、児童が目的や意図に合わせた文書の書き方を学んでいる。また、中学校の社会科では、国際面や政治、経済等の記事をもとに、生徒が今日的な社会の課題等について理解を深めるために活用している。授業で新聞を教材として取り入れることにより、児童生徒は社会の最新の情報を得ることができるとともに、記事を読み取ることで、文章を構成する力や、情報を活用し、発信する力が育成されてきている。

○教員への活用研修について

(学校教育部長 答弁)

学校では、新聞を言語活動の充実を図る教材のとして活用しており、授業のねらいにせまるための新聞記事の効果的な活用方法や、提示の仕方等についての研修を行っている。教育委員会としては、来年度より、新聞記事を比較するなどの学習活動の充実を図るため、各学校に新聞2紙の購入を予定している。

【再質問】部活動指導員を選定する基準は、どのようになっているのか。また、研修はどのようになっているのか。

(学校教育部長 答弁)

部活動指導員の選定については、上尾市立中学校部活動指導員設置要綱に基づき、専門的な知識や技術を有し、人間性豊かで地域社会において信頼を得ている人材の中から、中学校長が推薦し、教育委員会で委嘱している。部活動指導員への研修内容については、「指導員制度の趣旨」並びに「体罰や行き過ぎた指導」「生徒の個人的な情報に関する守秘義務」及び「安全への配慮」など、部活動指導員としての心構えについてである。

【再質問】地域の方や保護者等のボランティアによる部活動の支援の状況について

(学校教育部長 答弁)

学校の部活動への支援の状況については、現在、8校の中学校において活動の充実を図るため、指導等の支援をいただいている。その内訳は、野球、ソフトテニス、バレーボール、吹奏楽、茶道、華道である。

【再質問】小・中学校教員のティームティーチングによる授業の具体的な取組について

(学校教育部長 答弁)

現在、上尾市では、小・中学校における連携を推進している。具体的な取組については、英語、社会、体育、道徳等の授業において、中学校教員が、入学してくる児童の小学校に出向き、教科に関する専門性を生かして指導を行っている。主に高学年の学級で、年間を通して、小学校の担任と一緒に授業を行っている。

【再質問】児童生徒がボランティア活動に参加するにあたり、学校ではどのような指導をしているか

(学校教育部長 答弁)

現在、各学校では、ボランティア活動に参加する児童生徒に対して、ボランティア活動の意義

である「相手を思いやる心」、「社会の一員であることの自覚」及び「社会に貢献する態度」などについて指導している。

また、活躍した児童生徒を認め、褒め、校長賞として表彰したり、活動の様子や感想を学校だよりもに掲載したりするなど、さらなる活動への参加意欲を高めている。

ボランティア活動に参加した児童生徒からは「地域の方々と知り合うことができた」「はじめは面倒だと思っていたが、笑顔でありがとうと言われ、また、参加しようという思いになった」などの感想が寄せられている。

このように地域の方とふれあう中で認められることは、児童生徒にとって、社会の中で共に生きる豊かな人間性を育むことに、大変有意義なことであると考えている。

【再々質問】部活動指導員の数や日数、活動時間などの増加について

(学校教育部長 答弁)

現在、市内の中学校には45名の部活動指導員が配置されている。一回あたりの指導時間は2時間程度で、年間30回以上お願いしている。部活動指導員の数や活動日数、回数については、学校の要望等を踏まえ、検討していく。

〔平成25年3月14日（木曜日）〕

◆伊藤 美佐子 議員

- 1 命の大切さを教える心の教育について
- (1)家庭教育の重要性をどう認識しているか
 - (2)学校は、家庭とどのように連携して、心の教育をすすめるのか
 - (3)命の大切さ、かけがえのなさ、生と死の持つ意味を、理屈だけでなく、実感させる教育をどのように推進しているのか

命の大切さを教える心の教育について

○家庭教育の重要性をどう認識しているか

（学校教育部長 答弁）

家庭教育は、子どもたちに成人として生活に必要な習慣を身に付けさせるとともに、自主性を育成する大変重要な役割を担っている。核家族化や少子化など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、これらを起因として、家庭の教育力の低下、生活習慣の乱れ、規範意識の欠如などが社会的な課題ともなっている。このような現状の中、平成18年に改正された教育基本法では、第10条が家庭教育の条項として新設され、子の教育について、第一義的責任は家庭にあることが明示された。教育委員会では、これまでも、市PTA連合会と連携し「早寝 早起き 朝ごはん しっかり学ぶ上尾の子」を学校と家庭を結ぶ合言葉として、学校と家庭の連携を推進している。今後も、子どもたちの健全育成のため、学校と家庭の連携を一層支援していく。

○学校は、家庭とどのように連携して、心の教育をすすめるのか

（学校教育部長 答弁）

伊藤議員さんの指摘にもあったが、学校は、家庭、地域と連携し、心の教育をすすめていくことが重要な役割であると考えている。学校と家庭が連携して、心の教育をすすめるために、学校と家庭をつなぐ架け橋として、文部科学省が作成した道徳教育の補助教材「心のノート」や、県教育委員会作成の「彩の国の道徳」を市内すべての小・中学校で活用している。「心のノート」や「彩の国の道徳」は、学校公開や授業参観などの時に保護者が持参し、学校と家庭が、心身ともに健康な児童生徒を育成するために活用している。具体的には、授業において『命のタスキ』という資料を用い、児童生徒に、かけがえのない命のつながりについて考えさせ、さらに妊娠中の保護者をゲストに迎え、生まれてくる子が健やかに育って欲しいという親の願いを聞くことで、児童生徒の心情に訴えるなどの授業も行っている。

○命の大切さ、かけがえのなさ、生と死の持つ意味を、理屈だけでなく、実感させる教育をどのように推進しているのか

（学校教育部長 答弁）

児童生徒が、生物を愛護し、命を大切にしようとする態度を育成するために、理科や生活科では、植物の栽培や動物の飼育などを行っている。児童生徒は、実際の栽培や飼育をとおして、植物や動物の成長を喜び、生命の終わりを悲しむなど、命の大切さ、尊さについて学んでいる。また、命の大切さを実感させるために、学級活動の時間では、新生児と同じような人形を実際に抱くことにより、自分の心身の成長を感じるとともに、成長を支えてくれた家族への感謝の思いを実感したりしている。このように、子どもたちに命の大切さや尊さなどを学ばせることは、自分や相手を大切に作る心をはぐくむ大変重要な教育であり、学校では、各教科や道徳、特別活動等

の時間等、すべての教育活動をとおして指導している。

教育委員会としては、家庭・地域と連携した心の教育や保護者の学習の充実をとおして、各学校が、命を大切にする児童生徒を育成していけるよう支援していく。

◆平田 通子 議員

1 豊かな教育を子どもたちに保証するために

- (1) アップスマイルサポーターの研修内容と悩んだときの相談体制について
- (2) 学校事務の軽減を図り、子どもと向き合える時間を確保するために、どのような対策を取っているのか。上尾市立学校事務軽減検討委員会の開催時期と検討内容について
- (3) 国が少人数学級を先送りしたことについての見解について
- (4) 夏休みの5日間の削減について、市はいつからどのように話し合っただめたのか。現場の先生方や保護者、子どもたちからの意見は聴取したのか。

豊かな教育を子どもたちに保証するために

○アップスマイルサポーターの研修内容と悩んだときの相談体制について

(学校教育部長 答弁)

アップスマイルサポーターの研修会については、今年度9回実施した。その中では、上尾特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを講師に招き、発達障害の理解に関する講演を行うとともに、学級担任補助のあり方、特別な支援や介助が必要な児童生徒への具体的な対応に関する事例研究などを実施した。さらに、サポーターが相互に情報交換をする時間も設け、サポーターとしての資質向上やスキルアップを図っている。

また、「サポーターが悩んだときの相談体制について」でだが、現在、勤務校では、サポーターが毎日作成する業務報告書に管理職が必ず目を通し、サポーターが悩みなどがある場合には、具体的な支援の在り方について指導するとともに、適宜相談に応じている。

○学校事務の軽減を図り、子どもと向き合える時間を確保するために、どのような対策を取っているのか。上尾市立学校事務軽減検討委員会の開催時期と検討内容について

(学校教育部長 答弁)

各学校では、行事や会議の精選をはじめ、校務分掌の見直し、学校ICTを活用した校務や教材研究の効率化、学校応援団や地域ボランティアの方々による授業支援などにより、学校事務の軽減を図り、子どもと向き合える時間の確保に努めている。次に、上尾市立学校事務軽減検討委員会についてだが、昨年11月に開催している。この中では、教育委員会から学校に送る文書の精選や、事務作業の軽減を図るためのICT機器の効果的な活用、日本語指導員などの外部人材の積極的活用などについて、今までの取組の成果や進捗状況、これからの課題などを検討したところである。今後も、この検討委員会が出された意見を踏まえ、効率的な業務の推進について検討していく。

○国が少人数学級を先送りしたことについての見解について

(学校教育部長 答弁)

今年度、国及び県による定数改善により、小学校1、2年生で35人学級、中学校1年生で38人学級を実施している。これにより、上尾市が実施してきた30人程度学級との差異は、ほとんどなくなっている現状である。また、上尾市では、今年度も中学1年生において、国や県の基準を上回る、従来の30人程度学級を実施している。

文部科学省は、「今後の少人数学級の推進や計画的な定数改善について、引き続き検討していく」としているため、上尾市教育委員会としては、今後も、国・県の動向を見守るとともに、速やかな少人数学級の実施について、引き続き、国・県に対して要望していく。

○夏休みの5日間の削減について、市はいつからどのように話し合っただめたのか。現

場の先生方や保護者、子どもたちからの意見は聴取したのか。

(学校教育部長 答弁)

平成23年度に小学校、平成24年度に中学校において、新学習指導要領が全面実施され、小・中学校ともに学習内容が増え、これに伴い授業時間数も増加した。これを踏まえ、教育委員会では、平成24年5月から、各学校の教育計画の立案等を行う主幹教諭及び教務主任による教育課程研究協議会を実施し、各学校における教育課程実施上の現状と課題について、協議を重ねてきた。その中で、授業時間数の増加により、放課後等における児童会や生徒会活動、部活動など、児童生徒が自主的・主体的に活動する時間の確保や、インフルエンザ等により学級閉鎖が起きた場合の標準授業時数の確保などの課題が示された。教育委員会では、このような課題を解決するため、小・中学校の校長及び教頭、主幹教諭、教務主任、保護者及び教育委員会関係課職員による教育課程検討委員会を設置した。検討委員会では、教育課程研究協議会で示された課題の解決に向けて検討した。教育委員会としては、検討委員会の提言・全小・中学校にエアコンが設置されたことも踏まえ、平成25年度から、各学校が、ゆとりのある充実した教育活動を実施できるよう、夏季休業日を5日間短縮し、年間授業日数を増やすこととした。

【再質問】30人程度学級の復活について

(学校教育部長 答弁)

国や県の動向を踏まえ、上尾市では、今年度、学校から強い要望があった個別の支援をより充実させるため、小学校の30人程度学級にかえて、「さわやかスクールサポート事業」として再構築した。学校からは、特別な支援が必要な児童生徒に対して、きめ細やかな指導ができるとの声が届いている。今後も、個別の支援の充実を図るため、「さわやかスクールサポート事業」を推進していく。